

雇用保険法の失業等給付に関する誓約書

関西電力健康保険組合
常務理事 殿

令和 元年 5月 7日

氏名： 健保 太郎 ④
(被保険者番号： 5 1 2 3 4 5 6)

家族「健保 花子」(続柄：妻)の被扶養者(増)の手続きに際し、以下のとおり誓約いたします。

- ・雇用保険法の失業等給付を受給し、かつ、その日額が3,611円を上回る場合は、速やかに「被扶養者(減)」の手続きを行う。
- ・再就職(パート・アルバイト含む)、別居等、上記対象者の状況に変更があった場合についても、速やかに必要な手続き(「被扶養者(減)」等)を行う。
- ・上記誓約内容に相違があった場合は、扶養認定日まで遡って被扶養者資格を取り消されても、一切の異議申し立てを行わない。

以 上

<参考>

関西電力健康保険組合「被扶養者認定基準」(※)

○「雇用保険法による失業等給付を受けようとする場合」

- ・失業等給付受給者は、原則として被扶養者としない。ただし、失業等給付の額が日額で3,611円以下の場合はこの限りでない。

※かんでんけんぽホームページ「すこやかweb」の「健康保険に加入する人」参照。

なお、雇用保険に限らず、「パート・アルバイトによる収入がある場合」等、被扶養者の条件が掲載されております。必ずご一読くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(令和元年5月)